

全般に係る御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見1】</p> <p>外国の事例を集めて一番厳しい基準に合わせてほしい。</p>	<p>【回答1】</p> <p>食品中の農薬の残留基準値は、農薬を定められた使用方法で使用した際の残留濃度等に基づき設定しており、これは国際的にも共通の考え方です。各国において、農薬の使用の可否や使用方法が、その国の気候、病害虫の発生状況や栽培実態を踏まえてそれぞれで定められていることから、それを基に定められる残留基準値も異なります。いずれにしても、我が国の残留基準値は、厚生労働省において、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂取量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において専門家や消費者の御意見を聴いて、子供や妊婦も含めて国民の健康に悪影響が生じないように設定しています。</p>
2	<p>【意見2】</p> <p>以下、意見を行う。</p> <p>&gt;トリブロムサラン 臭素が含まれているものは、無くしていくべきと考える。（土壌・排水への悪影響や、人体に被害が発生するような悪用などがありうると考えるので。）</p> <p>&gt;フルキサピロキサド フッ素が多く含まれているのが少々気になる。 同効果の他の薬剤に変えていく方が望ましいのではないかと考える。 意見は以上である。</p>	<p>【回答2】</p> <p>トリブロムサランについては、現時点において、国内外での使用は確認されないことから、食品中の基準値を設定しないこととしており、今後は、一律基準の0.01ppmが適用されることとなります。</p> <p>フルキサピロキサドについては、国内でも農薬として使用されていますが、国内の農薬の登録については、農薬取締法に基づき農林水産省により、農業者への健康影響、水質や水生生物などへの影響、周辺農作物や有用生物への影響、農薬が残留した農産物を食べた消費者への健康への影響、病害虫防除の効果など、安全性、有効性等が考慮され、使用が認められているものと承知しています。</p>
3	<p>【意見3】</p> <p>農薬の基準値を上げるのはやめてほしい。農薬がなくても野菜は作れる。基準値を上げ長期的にみたら、なにか症状がでる可能性があると思う。</p>	<p>【回答3】</p> <p>農薬の残留基準の設定については【回答1】を御覧ください。</p>